#### 球磨村建築物等木材利用推進基本方針

森林は、木材の供給、水源のかん養や国土の保全、さらに保健休養の場の提供など、村民の暮らしを豊かにする様々な恵みを我々にもたらしてきた。しかし、長引く木材価格の低迷と需要の減少により、林業や木材産業は厳しい状況に置かれ、このままでは森林が持つ様々な機能の発揮や、森林資源の循環利用に支障をきたすことが危惧されている。

木材は加工から廃棄に至る過程におけるエネルギー消費が少ないなど、環境への負荷が小さく、使用している間は木材自体が炭素を固定し続けるため、地球温暖化防止対策の視点からも優れた身近な資材であり、植栽や保育を行なうことにより再生産が可能な循環型の資源である。

さらに、木材によって形成される空間は、人の健康や心理面で非常に良い影響をもたらす ことが明らかになっている。

このように木材の利用は、循環及び共生を基調とした持続可能な社会の形成に寄与するものであり、地産地消を進めながら森林文化を継承し、発展させていくことが、環境財としての森林を健全な状態で未来に引き継ぐことにつながる。

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第12条第1項の規定に基づき、法第25条に規定する木材利用推進本部の「建築物における木材利用の促進に関する基本方針(令和3年10月1日木材利用推進本部決定)」及び熊本県建築物等木材利用促進基本方針(令和4年1月4日施行)に即して策定するものであり、村が補助事業や単独等により実施する公共施設・公共工事(以下「村等工事」という。)において木材の利用を一層促進し、この取り組みを民間事業者、さらには村民まで波及させることを目的として、村内の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項等を定めるものである。

- \* 公共建築物等:公共施設と公共工事の総体
- \* 公共施設:公共性の高い建築物及びその附帯施設
- \* 公共工事:地方自治体が実施する河川、砂防、道路、公園、農業農村整備、治山・林 道、その他の土木工事

# 第1 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 1 木材の利用を促進すべき対象
  - ア 村等工事で整備する公共施設

広く村民の利用に供される学校施設、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、社会教育施設(図書館、公民館等)、運動施設(体育館等)、公園施設、農林水産業関係施設、公営住宅、庁舎等

- イ 村等工事以外で民間事業者等が整備するアに準ずる建築 物
- ウ 民間事業者が行う公共交通機関の旅客施設等の建築物
- エ 公共工事で設置する施設

## 2 木造計画・設計基準の活用

公共施設の整備に当たっては、木造施設の設計(基本計画、基本設計及び実施設計)に関する技術的な事項及び標準的な手法を定め、設計の効率化と性能の確保を図ることを目的として国が定める木造計画・設計基準(以下「木造基準」という。)の活用を図る。

3 木材の地産地消の促進

村内で生産又は製造された村産資材(丸太、製材品、内装材、合板、集製材、ペレット、チップその他の加工品)の優先使用に努める。

- 4 建築物木材利用促進協定制度の活用
  - ア 建築物木材利用促進協定の周知

村は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取り組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極定期な周知に努める。

イ 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

村は事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本基本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

ウ 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

村は建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた方針に即した取り組みを促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取り組み内容について情報発信する。

# 第2 村等工事で整備する公共建築物等における木材の利用の目標

- 1 低層の公共施設は、原則として木造とする。ただし、法令上の規定がある場合や許容 範囲を超える負担増となる場合、防災関連施設など用途面や、構造・耐久性など技術面 から木材の利用が困難である場合等を除く。
- 2 建築物の構造にかかわらず木質化が可能な床、壁等について、別表1のとおり目標を 定め木質化を推進する。特に、村民の目に触れる機会が多い施設の内装は木質化に配慮 する。
- 3 木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具又はボイラーを 設置する場合は、木質バイオマス燃料の利用を検討し、利用の促進を図る。
- 4 公共工事においては、木材・木製品を用いた工法を検討し、 積極的な木材の利用を図る。
- 5 その他木材の利用に当たり、以下の事項に配慮する。
  - ア 「規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日閣議決定)」による規制 の見直しに係る公共施設については、積極的に木造化を図る。

- イ グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当する木材は、同法の規定により策定 された環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断基準を満たすこと を目標とする。
- ウ 歴史的・文化的価値を有する施設の整備に当たっては、その価値に相応しい木材の 利用を図る。

# 第3 建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- 1 木材の供給等に携わる者の役割
  - ア JAS製品など品質・性能の確かな木材又は合法性が証明された木材の低コスト化 及び木材の円滑な供給体制の整備に努める。また、木材の利用の促進に資する建築工 法等に関する情報の提供や技術の研鑽に努める。
  - イ 公共施設の整備の用に供する木材(大断面、長大材等の特殊材を含む。)の円滑な 供給を図るため、発注者や設計者等との情報の共有化に努める。
- 2 村の役割
  - ア 法第17条に規定する木材製造高度化計画の認定制度については、国が法第10条 の規定に基づき定める基本方針のほか関連通達等に基づき、県と連携を図りながら的 確な運用に努める。
  - イ 村等工事において、原則として JAS製品又は森林認証材、合法木材を使用することで民間への波及を図り、事業者の供給体制の整備を促す。
  - ウ 木材製造業者が行う新たな商品の開発及び品質・性能の確かな木材の製造施設整備 を支援する。
  - エ 広域的視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給を図るため、木材関係団体に対し指導及び助言を行う。
  - オ 木材の確保に当たっては、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき無秩序な 伐採の防止に努めるとともに、再造林など的確な更新の確保を図る。

### 第4 推進体制

- 1 村は、村等工事における木材利用量の目標を設定するとともに、達成状況を検証し公表 する。
- 2 村は、村等工事で整備する公共施設において、可能な限り木材の利用が図られるよう、 関係者の協力を得て企画・計画の初期段階において木材利用の可能性を検討する。
- 3 村は、木材を利用する意義の理解が深まるよう、県産材需要拡大県民運動推進会議と 連携するとともに、関係者に以下の要請を行う。
  - ア 民間が整備する公共性の高い建築物への木材利用

#### 第5 建築物等における木材の利用の促進に関して必要な事項

- 1 村の役割
  - ア この基本方針に即し、地域の実情、関係者の役割分担等も踏まえ、村の公共施設に

おける木材の利用の促進に努める。

- イ 方針を策定する場合、学校教育、社会福祉等関連する分野の施策との調和及び連携、 広域的な視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給体制、森林法に沿った森林の適 正な整備の推進等に配慮する。
- ウ 民間が整備する公共性の高い建築物においても、木材を利用する意義への理解と協力が得られるよう働きかける。

### 2 公共建築物等のコスト等に関して考慮すべき事項

- ア 木材の利用に当たり、一般に流通している木材を使用するなど設計上の工夫又は効率的な木材調達等によりコストの縮減を図る。
- イ 公共施設については、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等も含めたラ イフサイクルコストの縮減を図る。
- ウ 木質バイオマスを燃料として利用する場合は、処理経費等のコスト縮減を図りなが ら、燃焼灰の有効活用に努める。
- エ 近年技術開発が急速に進んできている新たな木質部材(木質耐火部材、接着重ね材、 CLT(直交集成板)等)の活用に努める。
- オ 建築基準法の改正(平成26年法律第54号)により、3階建ての木造の学校や、延べ面積3,000㎡を超える木造建築物について、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことを考慮する。
- カ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められた木造建築物の耐用年数は非 木造建築物に比較し短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであ るが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った建築物は、 長期にわたり利用が可能であることを考慮する。

別表1 (第2の2関連)

	木質化の目標	摘 要
床	延べ床面積の4割以上	畳敷きは木質として計
(公営住宅		上
以外)		
壁	延べ床面積の2割以上	腰壁を木質とするなど、
(公営住宅	又は壁面積の3割以上	壁の木質化を推進
以外)		
公営住宅	床及び壁を合わせ、住	畳敷きは木質として計
	戸面積	上
	の7割以上	

注) 住戸面積とは、公営住宅の各戸の専用部分の面積をいう。

附則

この方針は、平成24年3月1日から施行する。

附則

この方針は、令和4年9月1日から施行する。